新規（S/P/G）　（参考様式）

支配株主等に関する事項について

2023年10月19日

株式会社 東京証券取引所
代表取締役社長　殿

会社名　株式会社京橋アートレジデンス
代表者の役職氏名　代表取締役　西谷　明久

当社の支配株主等に関する事項は、以下のとおりです。

１．親会社、支配株主（親会社を除く。）、その他の関係会社又はその他の関係会社の親会社の商号等

（2023年10月19日現在）

名称	属性	議決権所有割合（%）			発行する株券等が上場されている金融商品取引所等
		直接所有分	合算対象分	計	
西谷　明久	支配株主（親会社を除く。）	100.00	0.00	100.00	―

２．支配株主等との取引に関する事項

2022年11月期（自　2021年12月1日　至　2022年11月30日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（千円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
役員	西谷　明久	－	－	当社代表取締役	（被所有）直接100.0	債務被保証	当社銀行借入に対する債務被保証（注）1	228,512	－	－
						担保提供	当社銀行借入に対する土地の担保提供（注）2	24,900	－	－

（注）１．当社の一部の銀行借入に対して代表取締役西谷明久より債務保証を受けております。なお、これに伴う保証料の支払は行っておりません。取引金額は、連結会計年度末の対象債務残高を記載しております。

２．当社の一部の銀行借入に対して代表取締役西谷明久より土地の担保提供を受けております。なお、これに伴う保証料の支払は行っておりません。取引金額は、連結会計年度末の対象債務残高を記載しております。

３．本書提出日現在において、上記取引はすべて解消しております。

３．支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策の履行状況

支配株主との取引が発生する場合には、当該取引条件を一般の取引条件と同等の条件に照らし合わせて決定し、かつ、公正で適切な取引関係の維持に努めることにより、少数株主の利益を害することのないように対応いたします。関連当事者取引については、取引の際に取締役会の承認を必要といたします。このような運用を行うことで、関連当事者取引を取締役会において適時把握し、少数株主の利益を損なう取引を排除する体制を構築しております。

以　上